

諮問庁：日本年金機構

諮問日：平成27年12月28日(平成27年(独個)諮問第45号)

答申日：平成29年5月29日(平成29年度(独個)答申第8号)

事件名：本人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届等の一部開示
決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成24年特定月に特定財団法人が特定社会保険事務所に提出した本人の協会けんぽ喪失届に関する個人情報(以下「本件請求保有個人情報1」という。)及び平成25年又は平成26年に特定社会保険事務所に調査をお願いしたときに特定財団法人が証拠として提出した書類(以下、「本件請求保有個人情報2」といい、本件請求保有個人情報1と併せて「本件請求保有個人情報」という。)」の開示請求につき、別紙の1に記録された保有個人情報(以下「本件対象保有個人情報1」という。)を特定し、一部開示するとともに、別紙の2に記録された保有個人情報(以下、「本件対象保有個人情報2」といい、本件対象保有個人情報1と併せて「本件対象保有個人情報」という。)を保有していないとして不開示とした決定については、本件対象保有個人情報1を特定したことは妥当であり、本件対象保有個人情報2につき不開示としたことは妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)12条1項の規定に基づく開示請求に対し、日本年金機構(以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。)が、平成27年11月13日付け年機構発52号により行った一部開示決定(以下「原処分」という。)について、この取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書1の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 異議申立書

特定保険証を返しているはずですので、保険証を返したとした確認書類があるはずです。

平成26年特定月頃、特定社会保険事務所に調査した時に事業所が提出した退職願の写があるはずです。

(2) 意見書 1

私は、平成24年特定日Bに特定財団法人から、明日の特定日Cから来ないでくださいと解雇宣告を受けました。

しかし、まだ、仕事が残っていたので、特定財団法人に平成24年特定日Cから特定日Eまでは、ボランティア（原文ママ）で、来させてくださいと申しまして、了承の上に特定財団法人に出ておりました。

ところが、解雇宣告した直後から、私に退職願を書けと執拗に申し始めました。

私は、退職願を書かせる必要が無いと申しまして、なぜ、書かないといけないのか、理由を教えてくださいと申しましたが、特定財団法人は、何も理由は申しませんでした。

特定日B、特定日Cと1日に2度、3度と私一人だけ、会議室に呼び出しまして、特定財団法人は、特定局長と特定課長兼部長の2人がかりで、退職願を書きなさいと話し続けました。

遂には、特定課長兼部長が、私に対して、退職願の文面が印刷されてあるものまで持ってこられました。

特定日Dの特定時刻Aから特定時刻B過ぎまで、会議室まで、特定局長と1対1でほぼ監禁状態で、トイレにも行けませんでした。

私は、相手の目をずっと見ておりましたので、会議室で、暴力は受けておりません。

表面上は、話をしているように見えたと思いますが、剣道や格闘技の睨み合いと同じです。

私は、平成24年特定日Aにも、特定局長から、ドアのノブを押さえられ私を出さなくいたしまして、監禁されそうになりましたので、この時は、自分のココセコムを持ち込んでおりましたので、とっさにカバンからココセコムを出しながら、脱出しております。

話を元に戻しまして、

私は、平成24年特定日Dに、強制、強要、監禁の元で、印刷の文面以外の退職願すべて書かされております。

特に提出日、平成24年特定日B 退職日 平成24年特定日Eと特定財団法人から指示されて書かされております。

なぜ、そのときに書かされると後が困ることは、存じておりましたが、前に特定局長、後ろ特定課長兼部長が会議室に入って来まして、前後に立たれて身の危険を感じたからです。

私は、これ以上、事件に巻き込まれるのは、たまりませんでしたので、事件を回避するためです。

（先の事件とは、平成20年特定月A、特定月Cの特定市役所の誤振込金からの一連の金銭に絡む事件の事です。平成20年特定月Bに事

業所内の事件等です（原文ママ）

しかし、私は、平成24年特定日GにFAXで、特定財団法人に退職願の撤回文書を送信しております。

私は、14日以内ならば、退職願の撤回出来ることを知っていたからです。

しかし、私が、強制、強要、監禁されて書かされた退職願を撤回したにもかかわらず、なぜか、特定財団法人は、手続きは自主退職としております。

（雇用保険、健康保険、厚生年金、税金等）

その上、本来ならば、健康保険・厚生年金の喪失の日にちは、解雇した平成24年特定日Bの翌日の平成24年特定日Cとなりますが、平成24年特定日E自主退職で、平成24年特定日Fと特定財団法人は、特定社会保険事務所（機構）に届け出ておりますので、異議を申しているのです、ございます。

私は、退職願の撤回に民法627条①の法律（原文ママ）を使っております。

解釈は色々あるかもしれませんが、私は、成文法どおりの、解釈をお願いします。

その解釈は、商品を買ったときのクーリングオフの8日間であれば、契約が成立する前でございますので、撤回をいたしますと無条件に出来ます。

民法とは、争いになった時の解決する為の法律でございます。

もし、私が、退職願を進んで書いたならば、提出日と退職日は、少なくとも2週間の間をあけた日付を書いております。

私は、自発的に特定日B提出、特定日E退職とわずか3日しか間のない退職願は書きません。

なぜ、民法で、2週間以上の期間があるかと申しますと、仕事の引き継ぎなどのためです。

もし、自発的に私が平成24年特定日B提出、平成24年特定日Eと書いていけば、反対に特定財団法人から、私が苦情を言われます。

※ 平成27年（行個）特定諮問番号

特定文書の一部開示決定に関する件を平成27年特定日に提出しております。

（3）意見書2

ア 協会けんぽカードの存在はないとなっており、ただ、協会けんぽが、喪失届に添付としているのみであります。

しかし、協会けんぽカードそのものが、存在しないとなりますと、通常、保管の義務は、最低2年ありますので、この点は、どうな

るかと思えます。

さて、特定財団法人から協会けんぽに私が返した保険証がないのは、通常とても考えられません。

少なくとも、最低2年以上保管する必要があると考えられるからです。

根拠は、退職してから個人で継続している2年間は、個人で協会けんぽに加入できるので、個人によっては、協会けんぽを継続している人か、国民健康保険に移行したかの確認のために必要になるはずが、まだ、平成24年特定月から2年経っていない、平成26年特定月に返納した保険証の現物があるか、返納されたかの確認の書類がないとは、通常では考えられません。

役所関係の仕事をしてあるのであれば、必ず、確認が必要な事が、出てきますので、保管しております。

退職願の件ですが、提出日 平成24年特定日B、退職日 平成24年特定日Eの3日しか間のない退職願は、法律どおりにいきますと成立しません。

民法627条①（原文ママ）は、2週間経たないと雇用関係の終了の退職は成立しないとなっております。

私の場合は、先に解雇されており、その後、強制、強要、監禁までして退職願を書かせておりますので、仲は悪かったです。

仲が悪く成った（原文ママ）時やトラブル解決の為に民法は、ございます。

イ 平成26年特定日Cの調査を、私は、特定社会保険事務所は、問題があるので、調査をお願いまでしているのです。

調査は喪失の手続きほど多くなく、さらにトラブルに発展しやすいケースでありますので、調査しても、証拠の書類を2年以上は保管する必要はないでしょうか。

退職願と資格喪失日と齟齬はなくても、退職願自体の提出日と退職日が、民法の成文法で、成立し得ない日付が書いてあれば、齟齬がとなるのではないのでしょうか（原文ママ）。

（民法627条①（原文ママ）は、2週間経たないと退職出来ないようになっているのです。）

お互いの合意があった時は、初めて、変更が出来るのですが、私が、機構までに異議を書いているのであれば、私は、少なくとも、合意していないとなります。

私は、おかしいので、調査をお願いしております。

※他の調査では、特定財団法人は、退職日は全部記入しておりますが、提出日が平成24年のみで、月と日付が、空白の退職願を提出

しております。

私は、気が付きまして、異議を申しますと、今度は、特定社会保険事務所の調査では、提出日、退職日のすべて日付が書いてあったと、特定社会保険事務所の調査では、なっておりました。

以上から考えますと、

果たして、特定社会保険事務所に提示した、私に、強制、強要、監禁してまで、書かせた退職願であるかどうか私は、知りません。

それを、確認したく、調査の時に特定財団法人が提示した退職願の写しを閲覧か、取得したかったのです。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経過

本件異議申立てに係る経過は以下のとおりである。

平成27年10月22日付けで異議申立人から

- (1) 平成24年特定月に特定財団法人が特定社会保険事務所に提出した異議申立人の協会けんぽ喪失届に関する個人情報、及び
- (2) 平成25年か平成26年に特定社会保険事務所に調査をお願いしたときに特定財団法人が証拠として提出した書類について、開示請求があった。

対象文書について、上記(1)の文書については、「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届」(以下「資格喪失届」という。)と特定した。特定年金事務所において画像検索システムを用いて当該資格喪失届を確認しその写しを持って開示決定を行った。

上記(2)の文書については、異議申立人が特定年金事務所に調査を依頼した際及び特定年金事務所が調査を実施した際に、特定財団法人より証拠として提出された文書はなかったことから文書不存在により不開示の決定を行った。

しかし、異議申立人は、

- (1) 協会けんぽの保険証を返しているはずですので、保険証を返したとした確認書類があるはずです。
- (2) 平成26年8月頃、特定社会保険事務所が調査したときに事業所が提出した退職願の写しがあるはずです。

として異議申立てを行ったものである。

2 諮問庁としての見解

本件の論点は、特定年金事務所に平成24年特定日Fの健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届受付時の「保険証を返したとした確認書類」及び平成26年特定日Bに特定財団法人へ特定健康保険・厚生年金保険被保険者の資格及び報酬等の調査を実施した際の「退職願」の受領の事実の有無と考える。

(1) 「保険証を返したとした確認書類」の存在の有無について

特定財団法人は、平成24年特定日Fに特定年金事務所の窓口で資格喪失届を提出しており、「被保険者証回収区分」の「添付1」に○印が付けられていることから、当該届出の際に協会管掌の被保険者証を添付していることが確認できる。

健康保険法施行規則51条1項及び3項において、資格喪失届に添えなければならないと規定されており、やむを得ず添付できない場合はその理由を資格喪失届に付記することが規定されているが、要件は満たしており、当該資格喪失届に添付する書類は必要ない。添付の必要のない書類を当時の事務所窓口で受理していたとは考えがたい。

異議申立人の言う、被保険者証を返したという確認書類は、まさに被保険者証回収区分に○印の付いた資格喪失届そのものと言える。

(2) 「退職願」の存在の有無について

特定年金事務所は、平成26年特定日Aに、異議申立人より、厚生年金保険法31条及び健康保険法51条に基づく厚生年金保険・健康保険被保険者資格確認請求書と受付している。その請求書において、「今、現在、平成24年特定日Eに退職となっておりますが、事実は平成24年特定日Bに解雇宣言があり、平成24年特定日Cからは特定財団法人に來ないでくださいと宣言を受けておりますので、平成24年特定日C解雇が事実でありますので、資格喪失日は平成24年特定日C、退職日は平成24年特定日Bです」との主張が記載されている。

以上の請求を受けて、特定年金事務所は平成26年特定日C、健康保険法198条1項、厚生年金保険法100条1項の規定に基づく、請求人の資格及び報酬等の調査を行った。

調査においては、特定財団法人の雇用契約書、賃金台帳及び出勤簿等を確認し、担当者との面談を行った。

調査の過程で、異議申立人が主張している退職願をその場で確認した。退職願は平成24年特定日E付けで提出されており、提出日が平成24年特定日Bであったことを確認している。異議申立人は平成24年特定日Eに退職することを退職願に署名しており、平成24年特定日Fの資格喪失日に誤りはないことを確認した。

以上のことから、退職願と資格喪失年月日には齟齬が認められないことを確認できたことから、退職願についてはその写しを取得しなかった。

3 結論

以上のことから、本件については、機構の判断は妥当であり、本件不服申立は棄却すべきものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年12月28日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成28年2月18日 異議申立人から意見書1及び2を收受
- ④ 平成29年5月11日 審議
- ⑤ 同月25日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件請求保有個人情報に対し、処分庁は、別紙の1に記録された本件対象保有個人情報1を特定し、その一部について不開示とするとともに、別紙の2に記録された本件対象保有個人情報2については、保有していないとして不開示とする処分（原処分）を行ったが、異議申立人は、本件対象保有個人情報1については、「保険証を返したとした確認書類があるはず」とし、本件対象保有個人情報2については、「特定社会保険事務所が調査した時に事業所が提出した退職願の写があるはず」として、それらの開示を求めるとしており、これに対し、諮問庁は、原処分を妥当としている。

異議申立人は、本件対象保有個人情報1の不開示情報該当性については異議申立ての対象とはしていないと解されることから、当審査会はこれについての判断は行わず、以下、本件対象保有個人情報1の特定の妥当性及び本件対象保有個人情報2の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報1の特定の妥当性について

(1) 異議申立人は、機構は本件対象保有個人情報1について、保険証を返したとする確認書類があるはずとしている。

(2) 諮問庁は、理由説明書（上記第3の2（1））において、以下のとおり説明する。

特定財団法人は、平成24年特定日Fに特定年金事務所の窓口で資格喪失届を提出しており、「被保険者証回収区分」の「添付1」に○印が付けられていることから、当該届出の際に協会管掌の被保険者証を添付していることが確認できる。

健康保険法施行規則51条1項及び3項において、被保険者証を資格喪失届に添えなければならないと規定されており、やむを得ず添付できない場合はその理由を資格喪失届に付記することが規定されているが、要件は満たしており、被保険者証のほかに当該資格喪失届に添付する書類は必要ない。添付の必要のない書類を当時の事務所窓口で受理していたとは考え難い。

異議申立人のいう、被保険者証を返したという確認書類は、正に被保険者証回収区分に○印の付いた資格喪失届そのものといえる。

(3) さらに、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、添付された被保

険者証について、改めて確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

添付された被保険者証は、全国健康保険協会特定支部へ回付しており、特定年金事務所では保管していない。念のため、特定年金事務所内の書庫等を探索したが、今回特定されたもの以外に本件請求保有個人情報1に該当する文書の存在は確認できなかった。

- (4) そこで、当審査会において、異議申立人に開示実施された本件対象保有個人情報1が記録された文書を確認すると、当該文書は、異議申立人に係る被保険者資格喪失届であり、本件請求保有個人情報1に該当し、これには、諮問庁の説明のとおり、被保険者資格喪失届の被保険者証回収区分の項の「添付1」欄に○印が付されていることが認められる。

さらに、諮問庁から提出された被保険者資格喪失届に係る手順書を確認すると、「回収された被保険者証等は全国健康保険協会各支部へ回付する」との記載が認められる。

- (5) 以上を踏まえると、上記諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。また、その探索方法について不十分であるとはいえない。

したがって、機構において、本件対象保有個人情報1を特定したことは、妥当である。

3 本件対象保有個人情報2の保有の有無について

- (1) 異議申立人は、機構は本件対象保有個人情報2を保有しているはずとしている。

- (2) 諮問庁は、理由説明書（上記第3の2（2））において、以下のとおり説明する。

特定年金事務所は、異議申立人からの請求を受けて、平成26年特定日Cに、健康保険法198条1項、厚生年金保険法100条1項の規定に基づく、異議申立人の資格及び報酬等の調査を行った。

調査においては、特定財団法人の雇用契約書、賃金台帳及び出勤簿等を確認し、担当者との面談を行った。

調査の過程で、異議申立人が主張している退職願をその場で確認した。異議申立人は平成24年特定日Eに退職することを退職願に署名しており、同年特定日Fの資格喪失日に誤りはないことを確認した。

以上のことから、退職願と資格喪失年月日には齟齬が認められないことを確認できたことから、退職願についてはその写しを取得しなかった。

- (3) そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象保有個人情報2の保有の有無について、改めて確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

ア 本件対象保有個人情報2の保有の有無については、上記(2)のとおりであり、念のため、特定年金事務所内の書庫等を探索したが、本件対象保有個人情報2に該当する文書の存在は確認できなかった。

イ 以上のことから、機構では、本件対象保有個人情報2を保有していない。

(4) また、諮問庁から、機構が行う各種調査に係る「適用事業所調査要領」の提出を受け、当審査会において確認したところ、当該要領の別添1の総合調査要領(2)資格喪失の適否の「調査方法」の項に、「関係書類を照合して事実を確認する」と記載されており、必ずしも退職願等の写しを取得する手順にはなっていない。さらに、当審査会において、諮問庁から提出された上記(2)の特定日Cに行った調査に係る「総合調査台帳及び復命書」を確認すると、当該総合調査台帳及び復命書には調査結果に係る具体的記述はないものの、資格喪失年月日は適正に届けられていることが認められる。

(5) 上記(2)及び(3)の諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。また、その探索方法について不十分であるとはいえない。

したがって、機構において本件対象保有個人情報2を保有しているとは認められない。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件対象保有個人情報1を特定し、一部開示するとともに、本件対象保有個人情報2を保有していないとして不開示とした決定については、本件対象保有個人情報1につき、機構において当該保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報1を特定したことは妥当であり、本件対象保有個人情報2につき、機構において当該保有個人情報を保有しているとは認められず、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙

- 1 平成24年特定日Fに特定財団法人が特定年金事務所に提出した本人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届
- 2 本人が特定年金事務所に調査を依頼した際及び特定年金事務所が調査を実施した際に、特定財団法人より証拠として提出された文書